

入札件名：平成30年度中国地域中小企業（地域資源・食品分野）の海外展開に係るブランド構築支援事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 (総合評価落札方式 電子調達システム対応版)
6	予算決算及び会計令(抜粋)
7	応札資料作成要領
8	評価手順書(加算方式)
9	(様式1) 質問状
10	(様式2) 入札参加表明書【電子入札の場合】
11	(様式3) 入札書 [紙による入札の場合]
12	(様式4) 理由書 [紙による入札の場合]
13	(様式5) 委任状 [紙による入札の場合]
14	(様式6) 提案書ひな型
15	(様式7) 見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
(中国経済産業局>調達情報>入札公告関係資料>1. 総合評価落札方式)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成30年7月27日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度中国地域中小企業（地域資源・食品分野）の海外展開に係るブランド構築支援事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達

資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号 5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

説明を希望する事業者に対して担当課より個別に説明を行う。

よって、希望日時を担当課まで連絡すること。

中国経済産業局 産業部 国際課

TEL：082-224-5659（ダイヤルイン）

(3) 質問期限

平成30年8月1日（水）17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1 質問状（資料番号9）を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成30年8月6日（月）16時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出（持参）すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

- ・提案書（紙資料8部、電子媒体（CD-R等）1部）

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

- ・評価項目一覧（資料番号3）の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの（提案書と同一部数）
- ・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し（1部）

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達（GEP S）（<https://www.geps.go.jp/>）から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2 入札参加表明書（資料番号10、以下「表明書」という。）を提出し、次に「入札（見積）書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3 入札書（資料番号11）及び様式4 理由書（資料番号12）を紙により提出（持参）すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない。ただし、提案書持参時に、提案内容について説明すること。提出の日時等については、あらかじめ中国経済産業局 産業部 国際課と調整する。また、説明時間は1者当たりおおむね20分程度（質疑応答を含む）を想定している。なお、当該説明については、当該提案内容を説明することができ、かつ当局からの質問に対応できる者が実施すること。

(6) 開札の日時及び場所

平成30年8月20日（月）16時00分

中国経済産業局 第2会議室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ. 入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を

承知の上入札すること。

○請負契約書（請負契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 請負契約心得をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 産業部 国際課（広島合同庁舎2号館3階）

担当者：平田 務

電話 082-224-5659（ダイヤルイン）

E-mail hirata-tsutomu@meti.go.jp

仕様書

1. 事業名

平成30年度中国地域中小企業（地域資源・食品分野）の海外展開に係るブランド構築支援事業

2. 背景・目的

日本政府は欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）交渉の妥結の確認後、平成30年7月に署名し、早期発効を目指している。本協定では、地理的表示（GI）を認め合う仕組みが合意されるなど、ブランドを保護することで地域製品の評価を高め日本からEUへの輸出に弾みがつくことが期待される。このように、ブランドの重要性が改めて認識される中、中小企業がブランド構築を実現し、海外販路開拓を行うための支援が求められている。

中国地域においては、伝統工芸品等の地場産業や農林水産物等を活用した食品産業が数多く存在していることから、中国経済産業局としても地域資源や食品分野への支援、具体的には、地域産品（伝統工芸品、食品等）の付加価値向上を図るとともに、商標制度による権利保護等の知的財産活用を通じた普及啓発を積極的に行っているところである。

本事業では、ブランド構築の専門家を講師としたセミナー開催や個別指導を行い、知的財産活用を意識したブランド構築による付加価値向上への理解を促し、海外販路開拓・拡大を図る。

なお、地域知財活性化行動計画「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」¹のうち、広島県においては、「海外での知財取得の重要性とリスク、販路拡大のための事前準備等のセミナー」開催について明記されていることから、本事業のセミナーを広島市にて開催する。

3. 事業実施期間

契約締結日から平成31年2月28日（木）

4. 事業内容

(1)セミナー開催（講演、ブラッシュアップカフェ）

¹ <http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171225001/20171225001-1.pdf>

海外販路開拓・拡大に必要なブランド構築（海外に受入れられやすいパッケージデザイン等）や知的財産活用の重要性を地域産品の製造業者等に幅広く認識してもらうため、ブランディング専門家^{※1}や知的財産専門家^{※2}（以下「専門家」という。）による講演と、参加事業者が持参した商品のパッケージデザインに対するブラッシュアップカフェを開催する。

※1 「ブランディング専門家」：海外での活動実績が豊富な者で、海外に受入れられやすいパッケージデザイン等の助言ができる者

※2 「知的財産専門家」：国内の弁理士等、模倣品対策も含めた知的財産活用について助言できる者

(2) 海外市場におけるマーケティング調査、個別訪問指導

上記セミナーへの持参（予定）商品のうち、海外への販路開拓・拡大が見込める商品について、以下の①及び②のとおり、市場及び専門家の意見を取り入れたブランド構築を行う。

① 海外市場におけるマーケティング調査

消費者の声をその商品開発やデザイン構築に活かすべく、海外市場においてマーケティング調査を行い、販路開拓・拡大の実現可能性を検証する。なお、日EU・EPA署名に鑑み、今回はEU地域内における市場調査を行う。

② 個別訪問指導

個別に訪問した中小企業の特徴等を踏まえた海外向けパッケージデザイン変更について指導を実施し、デザインラフ案の方向性を決定する。

(3) 事業実施報告書の作成

上記実施内容について事業実施報告書を作成する。

5. 事業実施方法

(1) 海外市場におけるマーケティング調査

- ・対象：セミナーへの持参予定商品のうち、海外への販路開拓・拡大が見込める商品10個程度
- ・場所：EU地域内（2カ国程度）
- ・期間（海外における調査日数）：年内に4日程度
- ・内容：海外の消費者やバイヤーに商品を提示し、商品の説明を行うとともに、アンケートやヒアリングにより当該商品の評価を調査する。その結果を元に、セミナーで実施する知的財産活用を意識したブランド構築にかかる指導内容を検討する。

(2) セミナー開催（講演、ブラッシュアップカフェ）

- ・対象：海外に向け販路を開拓・拡大したい具体的商品を持つ中小企業、支援機関30名程度
- ・場所、回数：広島市内で1回
- ・内容：講演（約1時間）では、専門家が、商標制度による権利保護等の知的財産活用のメリットにかかる海外での実例・留意事項や海外市場におけるマーケティング調査結果・ブランド構築のポイントを説明し、これから海外に進出する参加者にとってより実感をもって学べるものとする。ブラッシュアップカフェ（約2時間）では、海外に向け販路を開拓・拡大したい具体的商品を持つ中小企業は持参することとし、商品の特徴等についてプレゼンを行う。その後、参加者全員で、パッケージデザイン等について意見交換した後、専門家が1商品ずつ、知的財産活用を意識した海外に受入れられやすいパッケージデザインへの変更にかかる助言を行う。

(3) 個別訪問指導

- ・対象：海外に向け販路を開拓・拡大したい具体的商品を持つ中小企業3社
- ・回数：各社2回
- ・内容：セミナー参加事業者のうち海外への販路開拓・拡大が見込める商品を持つ中小企業に専門家を派遣する。1回目は、実地において当該商品の歴史、原材料、製造工程等を把握した上で、海外の仕向地に合ったデザイン、海外展開時における商標登録に係る留意点の伝授等、知的財産活用を意識したブランド構築に向けた指導を実施し、海外に受入れられやすいデザインへの変更の方向性を決定する。2回目は、海外に受入れられやすいように変更したデザインラフ案を提示し、知的財産活用にかかる指導を実施する。

(4) 事業実施報告書の作成

- ・上記(1)及び(2)で実施した内容について事業実施報告書を作成する。
- ・報告書は、当該事業に参加していない中小企業にとっても海外販路開拓・拡大に向けて参考になるような内容とし、知的財産活用を意識した指導内容を記載する。また、海外市場におけるマーケティング調査の結果として、海外における販路開拓・拡大の実現可能性の検証結果を記載し、個別訪問指導の結果として、専門家による商品の具体的な改善点及びデザインラフ案を掲載する。

6. 留意事項

- (1) 事業の具体的内容や進め方について、中国経済産業局 産業部 国際課と十分な打ち合わせを行うこと。

- (2) 調査の進捗状況およびその他事業に関する情報は、随時中国経済産業局 産業部 国際課に報告を行うこと。
- (3) 専門家の選定に際しては、候補者案を事業者が提示し、中国経済産業局 産業部 国際課と協議のうえ決定すること。
- (4) 報告書に記載する図面、写真、文章等を他の文献から引用する場合には、出典を明記するとともに、著作権者から報告書やウェブでの公開についての転載許諾を得ること。
- (5) 本事業により知り得た情報を許可なく外部に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (6) 事業完了後、速やかに請負業務完了報告書を提出すること。

7. 成果物

- ・事業実施報告書

- －報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ（JPEG）を収録したCD 1枚

8. 納入場所

中国経済産業局 産業部 国際課

9. その他

業務の遂行において疑義が生じた場合は、中国経済産業局 産業部 国際課と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。